

電子計算機処理について

1 検討・確認事項

(1) 電子計算機結合

番号法では、その目的の一つである行政運営の効率化および行政分野における公正な給付と負担の確保、手続の簡素化による国民負担の軽減等を実現するため、総務大臣は、適切な情報を迅速、正確かつ安全に連携を行う「情報提供ネットワークシステム」を設置することになっている<第 21 条 1 項>。

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携による特定個人情報の提供を求められた場合において、総務大臣から特定個人情報の提供の求めがあった旨の通知を受けたときは、情報照会者に対し、当該特定個人情報の提供が義務付けられている<第 22 条 1 項>。

そのため、個人情報保護条例で電子計算機(オンライン)結合を規制している地方公共団体においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることになることから、同法第 19 条で認められた特定個人情報の提供を可能とすることが求められる。

情報提供ネットワークシステム<番号法第 2 条 14 項>

行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人）及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法に規定する情報照会者及び情報提供者が正確・安全・迅速に情報授受を実現するための基盤として、これらに係る電子計算機を相互に、暗号その他その内容を容易に復元することができない電気通信回線で接続した総務大臣が設置・管理する電子情報処理組織（情報システム）。

【参考①】：番号法第 19 条 7 項（抜すい）、第 21 条、第 22 条】

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあったときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネ

ットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知しなければならない。

- 一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。
- 二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十七条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があったと認めるとき。

（特定個人情報の提供）

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

【参考②】：条例第 12 条、第 7 条（抜すい）

（電子計算機の結合の制限）

第 12 条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第 7 条第 3 項ただし書の規定を準用する。

（収集の制限）

第 7 条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 （略）

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 電子計算機処理の制限等に係る諮問要件

現行条例では、本市が新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、個人情報保護審議会の意見を聴くことになっている。

また、電子計算機(オンライン)結合については、法令等に規定があるとき又は公益上特に必要があると個人情報保護審議会が特に認めるときを除き、原則として禁止している（第 12 条）。

これらの制限は、国とは異なり本市独自の規定となっている。

【参考③】：条例第 11 条】

（電子計算機処理の制限）

第 11 条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 実施機関は、第 7 条第 3 項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならな

い。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に規定があるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、かつ、事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

【参考④】：個人情報保護審議会への諮問状況

(単位：件)

	諮問 件数	内訳 (※諮問1件あたり重複あり)			
		7条(収 集の制限)	9条(利用・ 提供の制限)	11条(電算 処理の制限)	12条(電算 結合の制限)
平成25年度	19	1	6	16	3
平成24年度	20	7	11	13	—
平成23年度	23	4	13	18	5